

議 事 録

平成26年第2回定例会

[最終日]

平成26年6月30日（月）

開 議	
議 長	皆様こんにちは。 本日の出席議員は、１６人です。 定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。 （１４：００）
日程第１	
議 長	日程第１ 町長から、追加議案の提案理由の説明を求めます。 田頭町長
町 長	こんにちは。 本日は、平成２６年第２回筑前町定例会の最終日でございますが、開会初日においていましたように、追加議案を上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。 議案第３０号 工事請負契約の締結につきましては、中牟田・昭和線農道改良工事の請負契約を締結するにあたり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものです。 議案第３１号 工事請負契約の締結につきましても、多目的運動公園園路広場設備工事（２工区）の請負契約を締結するにあたり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものです。 以上、追加議案を提案させていただきますので、慎重にご審議のうえ、承認いただきますようお願い申し上げます。追加議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第２	
議 長	日程第２ 議案第２６号「筑前町税条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 河内議員
河内議員	反対の立場から討論します。
議 長	反対の立場ですね、はい。
河内議員	４月には消費税増税、昨年１０月に引き続き、年金のさらなる引き下げと、次々に国民への負担増が行われるなか、さらに負担増を求める条例であり、反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 矢野議員
矢野議員	この件については、地方税法の、国の法律の改正でありまして、これが、当然引き上げされるということなんですけれども、仕方ないんじゃないかなというふうに思っております。 というのは、当然、この額で地方税として認められるので、上げなくても、そういうことになる、交付税が減額されたと同じような格好になるわけですね。 当然、この改正については、賛成すべきだということで、賛成討論といたします。
議 長	これで、討論を終わります。 これから、議案第２６号「筑前町税条例の一部を改正する条例の制定について」を、

	採決します。 議案第26号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、議案第26号「筑前町税条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第3	
議 長	日程第3 議案第27号「筑前町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 川上議員
川上議員	まずですね、この団員の確保については非常に厳しいものがあることは、毎回毎回お聞きしております。私たちの6分団でも新入団員の確保は1カ月、2カ月以上かかってですね、お願いに回っているということも聞いておるわけですが。 まず、1回退団されてですね、機能別団員ですか、の方が、今何名ぐらいおられるのか、また、5年以内の団員の方というのは、大体今、どのくらいおらっしゃるでしょうか。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えします。 筑前町の消防団、団員数、現在294名でございます。 その内支援団員ということで、26名の方が団のほうに加入しております。 ちなみにですが、内女性が10名ということになっております。
議 長	川上議員
川上議員	この改正案について、質問は、これでいいと思うんですが。 実は、この機能別団員といいますか、方たちですね、1回退団されて、団員が少ないからということで、一生懸命また頑張って協力していただいている方、やはり火災のときにポンプ車を動かしたりしてある方がおられます。 ですから、そういう方たちについては、もちろんこの退職報償金というのはないことは分かるんですが、何らかの形でやはり、慰労金といいますか、そういうことが必要じゃないかなと、いうことを前から思っていたわけですね。 それとまた5年未満の方、特に団員確保が難しいからですね、ならもう分かりました。協力しましょうということで、30いくつになってなられて、2、3年で辞められる方がいらっしゃると思うんですが、その方たちが退職報償金がないことは、もう仕方ないんですが、何らかの形でですね、やはり私は、今申しましたような慰労金的な形でですね、見舞金と言ったらなんですが、そういうふうな形が必要じゃないかと思うわけですね。 ですから、そこら辺の検討も、私は必要かと思うんですが、町長の見解をお伺いいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 団員の確保というのは、本当にたいへんな問題でありまして、国のほうから、事業所等にも積極的に働きかけをかけるようにと、国のほうからもしっかり支援するようというような文書通達等も受けているところでございます。 今、川上議員が言われましたように、実際、火災のときに、誰が本当にそういった消火活動にあたっていただいているのかと。そういう実態もですね、もう少し分析、見極めながら、今、言われました意見について、検討したいと思っております。

議 長	これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第２７号「筑前町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第２７号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第２７号「筑前町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第４	
議 長	日程第４ 議案第２８号「平成２６年度筑前町一般会計補正予算（第１号）について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 一木議員
一木議員	お尋ねいたします。 ページは１３ページでございますけれども、９款の教育課、２項、７項にまたぐ項目でございます。 まず、２項の三並小学校土曜授業推進員の謝金でございます。１０６千円ということでございます。 ３項中牟田小学校、１０万ということで、それぞれ各学校の謝金が、金額がかなり大きく違うわけでございます。 説明を受けておったかも分かりませんが、ちょっと理解ができていませんでしたので、この謝金の金額の差、日数とか、そういったことで違うのかなとも思われますけれども、この点についてですね、各学校等での差がかなりあるようでございますので、説明を求めたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	お答えします。 ただ今の件につきましては、まず、学校の規模によるもの、また、及び講師謝金等において、一般の講師に依頼するか、有償ボランティアで学生サポーターを活用するか、もしくは無償ボランティアの講師を活用するかによって、差が生じているということでございます。
議 長	一木議員
一木議員	説明を受けましたので分かりますけれども、金額が、余計費用が、必要よりも少額のほうがよろしいわけですが、この辺りはもう学校のほうが、そういった講師については選任なされてということで、こういった結果になると。 この辺りは内容等もですね、また、講師によってはどうかということもあるかと思われまますが、この辺りは少しでも費用は少なく、内容もいいということが望ましいかと思われまますが、その辺りはまた、学校と結果を、協議等をなされていただきながらですね、よき方向へ進んでいただければというふうに願うところであります。ということであります。よろしく願います。
議 長	河内議員
河内議員	関連なんですけれども、９ページで、県の補助が４９４千円、教育費補助、土曜日の教育活動推進事業補助金で出ておりますが、大体各学校の教育振興費の何%ぐらいに当たるか、分かりますか。

議 長	教育課長
教育課長	土曜授業に対する県の補助金は3分の2でございます。
議 長	他にございませんか。 梅田議員
梅田議員	13ページです。 8款1項5日常備消防分署建設費、当初予算でようやく西部分署の増改築について、耐震診断をするということで、やっと少し進みだしたようでございますけれども。この耐震診断の調査実施は、もうそろそろ結果が判明しているのではないかなと思います。 それで、聞くところによりますと、I s値というんですか、それが0.6以下であれば国の緊急防災・減災事業の対象となるけれども、0.6を超えた場合というのは、町の単独事業になるというふうなことも聞いておりますが、調査の結果、どのようになっているのでしょうか。
議 長	中野副町長
副 町 長	お答えいたします。 先週の週末ですね、一応本署のほうから中間発表というふうなことでお見えになったんですが。 その数値が、とても0.6以上というふうなことでですね、しっかりした建物だというふうな数値が出ておるというふうなことで、中間発表がございました。 それで、今後あのまんまでは、4名増えますし、消防ポンプ車が1台増えますので、増築という形でですね、今後検討していかなければならないと、いうふうに思っておりますのでございます。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	ということは、あの建物をそのまま維持管理、利用しながら、新しく増築というふうになると思いますが、その増築の分に関しては、国の補助といいますか、そういうことは、それは使えるということで、理解していいのでしょうか。
議 長	中野副町長
副 町 長	増築と言ったかもしれませんが、増改築になります。 それで、その補助金は、今、調べておるんですが、それに見当てるですね、補助金、ない、交付金もないというふうなことで、すべて単独事業というふうなことでですね、今のところそういう見解しか言えないような状況でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	今の説明を聞きますと、なかなか厳しいもの、重いものを感じるんですが。 西部分署、筑前町でやりなさいというふうに、広域のほうではなっていると思うんですが。できましたら、これは、やはり広域消防で取り組んで、広域で消防自体、運営しているわけですので、広域のほうから少し、何らかの事業費を出していただけるような交渉ができないものなのかなというふうにも思いますし、嘱託職員で建設の専門的な知識も持っておりというふうに聞いておりますので、そういった、なんと言いますか、生かしながらですね、何かそこら辺の対応といいますか、本当に聞きますと、厳しいなというふうに思いますので、何か方法を見つけていただきたいなというふうに思うんですが、見解をお尋ねいたします。
議 長	中野副町長
副 町 長	先ほども申しましたように、この件につきましては、そのような交付金、補助金がございます。そして、広域に、そういう事業費をお願いするということも、これはとてももってのほかでございます。 関係する自治体が建設するように、当初からなっておりますのでですね、それを覆

	すことはできないと。 それから、嘱託職員の件、申されましたが、非常に、今、これだけじゃなくて、他の事業等にですね、いろんな施設を持っておりますので、その点検とかですね、それとか、今やっているバス停の建設とか、これの管理面もしていただいておりますので、それより以上の効果が上がるというふうに思っております。以上です。
議 長	矢野議員
矢野議員	この件については、広域等も十分話をさせていただいて、やっところまで来ているんですけど。 3千万の予算を組んでいるわけですね。これは、広域に全部やって、広域が基本的にはやると。向こうの予算にも上がっているわけですね。そして、ここの職員がかかわりはすると。 要は、今言われたように、ちょっと話が変わってきてるんで、今後どういうふうになるのか、この予算が流れるのか、これが、今後どうなっていくのか、そして、いつ完成して、28年度に間に合うのかどうか、その辺のところはどうなんでしょうか。
議 長	中野副町長
副 町 長	お答えいたします。 3千万相当、当初委託料で、建設委託料ですかね、これで組んでおったと思います。広域のほうも同じ額で組まれておったと思います。 これは、0.6以下が出た場合については、広域で、一応取り組むということですね、両方組んでもらったわけなんですよ。 だめな場合についてはですね、0.6以上の場合については、うちのほうで、単独で筑前町独自で設計も行ってますね、工事を行うというようなことを、当初打ち合わせがあっておったところでございます。 即ですね、取り組めるようにというふうなことで、予算的には二重になっておったかもしれませんが、おそらく今度0.6以上出たもんでですね、広域のほうについては、この分が削減されるというふうに思います。 工程につきましては、28年の4月に間に合うようにですね、一応工程表を今、作っておるところでございます。十分期間的には間に合うというふうな見込みをしておるところでございます。以上です。
議 長	矢野議員
矢野議員	そうすると、今は考えてあった建て替えということは、相当金額が大きいんでしょうけど、今度の場合は増改築ということと、当然、あの土地があんまり広くないわけですね。あそこでそのままされるということですので、若干土地の問題も当然あるし、増改築でどの程度かかるのか、まだちょっと全然把握はされていないと思いますけど、額としては、額というか手出し部分、町が出す一般財源というのは、基本的には少なくなる可能性のほうが多いんでしょうか、その辺はどういう試算をされているんでしょうか。
議 長	中野副町長
副 町 長	町の持ち出しについてはですね、当初3千万ほど設計費組んでいますけど、これは、あくまでも新築の場合ということですね、建物だけをみとったわけでございます。 土地の分についてはまったく、まだ、決まれば補正等をお願いするというふうな見込みを立てとったわけですが、今回0.6以上出ましたので、増改築というふうなことで、土地についてもですね、今の現状のままでやりたいというふうな、一応気持ちは持っております。 まだはっきりした設計が、まだできていませんのでですね、一応土地については、もう拡張しないという方向で、何とかあの中に埋め込みたいというふうに思っておる

	ところでございます。以上です。
議 長	矢野議員
矢野議員	ぜひ、ある程度計画ができましたら、できるだけ早くですね、議会のほうにも報告をお願いしたいと思います。
議 長	福本議員
福本議員	確認の意味でお尋ねしたいんですが、今回の補正については、1,921千円の、これは、いわゆる報酬という内容で上がっておる額なんです。 今、話のやり取りを聞く中では、いわゆる当初予算での計画の分で話がなされておりましたんですが、一応、ポンプ車が、車体が長くなったと、少し大型化したということ、いわゆる職員体制が増員という形での、やはり増改築だろうというふうに思いますが、これには間違いはないわけですね。
議 長	中野副町長
副 町 長	お答えいたします。 この嘱託職員報酬というのはですね、当初まだ、要するにどこの課がこの業務をするのかというのが、まったく流動的でしたので、予算計上ができてなかったというようなことで、4月になってですね、はっきり企画課ですというふうなことで、それが今のメンバーでは到底そういう作業はできないというふうなことで、嘱託職員を一応採用してですね、そこに張り付けたという予算でございます。 それで、先ほどのちょっと質問が分からなかったんですが、後のほうの質問。
議 長	福本議員
福本議員	いわゆる1年前ぐらいに入ったポンプ車と思いますが、タンク車ですね、これは、いわゆる車の長さが従来の消防車よりも長くなったということで、車庫に収まらなくて、前に若干出るというふうなことで、改造しなきゃならないというふうな話は、以前聞いておったわけです。 それと併せて、今回、広域の中で、職員体制が今度増員に、西部分署に対しては増員になると。そういうことでの対応ということで、増改築だというふうに、私は思っておりますが、間違いはないのでしょうかということです。
議 長	中野副町長
副 町 長	お答えいたします。たいへん失礼しました。 まず、職員が4名増えます。事務所が狭くなったということで、それが1つの要件です。 それとポンプ車が1台増えるわけです。長くなったんじゃなくて、1台増えるわけです。増車になります。そういうことで、車庫が、今の車庫には入りきれないと。 今後車庫をつくる場合についてはですね、今の車庫もシャッターがないからですね、シャッターをつくってくれというふうな要望が出ております。やっぱり夜中等に盗難がかなりあっておるそうです。 24時間体制で勤務いたしておりますけどですね、そういうことで、今から先はシャッターのある車庫にしてくれという要望がっております。 そういうことで、そういうのも加味して、今度増改築を行うという予定でございます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	12ページです。 6款商工費、3目観光振興費ですが、全額県の支出金ということで、もてなし案内人創出事業委託料が上げてありますが、この詳しい内容を説明願います。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。

	もてなし案内人、すなわち広域的に朝倉地域に来られる方、お客様、やはり朝倉地域全体の魅力あるもの、また、旬なおいしい情報というものを求めて来られます。 その中で、先日２８日の土曜日にですね、「あさくら」というひらがなで書きました、「あさくら観光協会」というのが、新しく旗揚げされました。 そこで、朝倉地域全体の情報の集約化、収集して一本化するという形、それから編集して、さらにそれを発信すると。朝倉地域全体のよさをアピールしていこうという、広域的な強みを生かすというふうな取り組みでございます。 その中の１つの事業としてですね、やはり観光情報、地元だからこそ知ることができるような隠れた情報というのを、つぶさに収集、編集、そして発信、これは、写真だけでなく動画も含めてですね、このような形での発信力を強化すると。そういうふうなディレクター的な要素を持って、情報によっておもてなしができるような職員を育成していくということでございます。 県のほうの緊急雇用事業を活用して、１０分の１０の補助活用で委託をするというものでございます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	では、人を１人雇うのではなくて、職員の教育のためにこれを使うということですか。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 筑前町からは委託費ということでですね、朝倉観光協会のほうに委託します。そして、朝倉観光協会のほうで１名雇用するという形でございます。 ちなみに、この事業を活用しまして、筑前町から１名、そして朝倉市から１名ということで、朝倉観光協会としては２名を雇用して、そういう人材を育成するというふうな計画でございます。
議 長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第２８号「平成２６年度筑前町一般会計補正予算（第１号）について」を、採決します。 議案第２８号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第２８号「平成２６年度筑前町一般会計補正予算（第１号）について」は、原案のとおり可決されました。
日程第５	
議 長	日程第５ 議案第２９号「平成２６年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 内堀議員
内堀議員	７ページの修繕費ですけれども。 今回、破損ということですが、その原因は分かっているのかどうかと、その耐用年数、それをお願いいたします。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	お答えいたします。

	この破碎機につきましては、当初説明しましたように、汚水中に流れるごみを1回スクリーンで受けて、それを通り抜けた部分のごみを砕いて、パイプ等が詰まらないようにするためのものでございますけど。 突然、カッターの刃の真ん中あたりのやつが数枚抜けておりまして、機械が突然停止したということで、一応メーカーを呼びまして、緊急点検を行っております。 その結果を見るとですね、経年劣化による摩耗がかなりあったということと、金属や石などの固い物をかみ込んで、破損、脱落した可能性が極めて大きいということでございます。それと、耐用年数につきましては、一応国交省のほうの通達で15年というふうにされております。 今、経過しておるのが7年3カ月ということで、あと8年弱はまだ耐用年数はあったわけでございますけど、そういったことで、破損したということですね、ちょっとうちのほうの、計画的に点検をして、修繕をしているんですけど、まだ年数があったということですね、ちょっと見落としていたところがあるとも思われます。以上です。
議 長	内堀議員
内堀議員	耐用年数、まだ半分も経っていないということで、金額的にも1,400万って安い金額ではないと思うんですけども、今後ですね、今回破損した原因を止めるような、そういう対応がされるんでしょうか。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	お答えします。 今回交換する部品につきましては、カッターの刃だけでございまして、それに関連して、部品の中では耐用年数が短いものもありますので、併せてオーバーホールという形ですね、一応代えさせていただきたいということで、スクリーンにつきましても、入り口に網があるわけですけど、それもあり腐食が進行しているということで、このまま放置すると、また悪くなるということで、一緒にですね、今回修繕をする関係で、若干高くなっている状況でございます。 あと、これを防止する手段ということになりますけど、とりあえず同じ部品じゃないと合わないということもありますので、当然同じ鋼鉄製のですね、刃をまたつけるわけでございます。 1つ腐食の原因としてですね、上のほうの幹線のほうから、硫化水素ガスが何カ所か発生しているところがございます、1つは、それが硫酸化してですね、腐食したものと思われますので、上のほうにつきましても、マンホールを4カ所、昨年修繕で補修をしたところがございますけど、その辺が早く腐食、そういったところの原因なのかなというふうに思われます。以上です。
議 長	これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	これから、議案第29号「平成26年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について」を、採決します。 議案第29号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって議案第29号「平成26年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第6	
議 長	日程第6 議案第30号「工事請負契約の締結について(中牟田・昭和線農道改良

	工事)」を、議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	では、追加議案書の２ページをお願いいたします。 議案第３０号です。 中牟田・昭和線農道改良工事について、別紙のとおり工事請負契約を締結するものとする。 本日提出、町長名でございます。 提案理由につきましては、２ページ下のほうにございます。 中牟田・昭和線農道改良工事の請負契約を締結するにあたり、地方自治法第９６条第１項第５号及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。 それから、３ページをお願いいたします。 工事請負の内容でございます。 工事名 中牟田・昭和線農道改良工事 契約の方法 指名競争入札 請負契約金額 ６４，１５２千円 工事請負人 福岡県朝倉郡筑前町東小田２７９７番地 株式会社岡嶋建設 代表取締役松本広でございます。 ４ページをお願いいたします。 入札の結果につきましては、株式会社岡嶋建設さんが第１回に入札で落札しております。落札率は９８．７２％でございます。 工事概要につきましては、工事箇所は、筑前町東小田地内。 工事概要、工事延長８０ｍ、大型ボックスカルバート、延長１２．５ｍということでございます。 工期につきましては、契約の効力発生の日から平成２７年３月１３日まででございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第３０号「工事請負契約の締結について」を、採決します。 議案第３０号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第３０号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。
日程第７	
議 長	日程第７ 議案第３１号「工事請負契約の締結について（多目的運動公園園路広場整備工事（２工区）」を、議題とします。 説明を求めます。 財政課長

財政課長	それでは、追加議案書5ページをお願いいたします。 議案第31号「工事請負契約の締結について」 多目的運動公園園路広場整備工事（2工区）について、別紙のとおり工事請負契約を締結するものとする。 本日提出、町長名でございます。 提案の理由につきましては、先ほど30号と同様でございます。 工事請負の内容につきましては、6ページでございます。 工事名、多目的運動公園園路広場整備工事（2工区）。 契約の方法につきましては、指名競争入札。 契約金額につきましては、226,800千円でございます。 工事請負人につきましては、福岡県朝倉郡筑前町山隈934番地1、株式会社平田組筑前支店、代表取締役支店長平田昭義。 7ページをお願いいたします。 入札結果につきましては、株式会社平田組筑前支店さんが第1回の入札で落札しております。落札率は98.67%です。 工事概要につきましては、下のほうにございます。 工事箇所 筑前町下高場地内 工事概要 施設整備工 パークゴルフコース一式、休養施設 シェルター・ベンチ他一式、便益施設 水飲み他一式、管理施設 防球ネット・フェンス他一式、園路広場工 土舗装他一式、舗装工 駐車場・園路他でございます。 工期 契約の効力発生の日から平成27年3月20日まででございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 一木議員
一木議員	私は、この内容から考えれば、工事の概要ということで説明が出ていますけれども、かなりな範囲にわたっております。分割発注ができなかったのかなというふうに考えるわけでございますけれども。 元々こういった多目的運動公園建設事業等についてはですね、金額も大きゅうございますし、分割発注ができるところはと。 費用等がですね、若干余計に、分割すればかかるでしょうけれども、そういったことを考えているわけでございますけれども。 このあたりが一括で、この内容、規模の工事が発注されています。2億1千万ということですけどもですね、その辺りは検討する余地ができなかったものなのかなということをお尋ね申し上げたいと思います。
議 長	中野副町長
副 町 長	お答えいたします。 もうご案内のとおりですね、工事費がかなり膨らんでおります。 そういうことで、一応、分離発注も考えたわけですが、今回の工事につきましてはですね、分離発注しても大体2、3千万程度のものである。そして、町内業者に該当者は、そういないというふうなことでですね、今回はそこに書いておりますような工事一式をですね、一応発注したというような状況でございます。 今後におきましてはですね、また、分離発注もいろいろ考えておるところでございます。以上です。
議 長	一木議員
一木議員	分割と申しましたけれども、分離と、分離、分割ですね。

	町内の業者の方たちの育成ということで、元々下水道、水道ですね、この多目的運動公園広場建設についてもですね、そういった取り組みがなされてこられているところでございます。 業者の方もそれぞれですね、業者の規模とか経歴とかいろいろ違うわけでございます、どうしてもこういった規模とか内容になってきますとですね、どこでもが、なかなかやっぱり落札できないと、入札できないというようなことになってくるわけでございます。 業者の方は、町内でも優秀なですね、これまでも町にも多大な貢献をされてある業者の方であられることは承知するところでございますけれども、元々町の業者の育成ということを考えればですね、やはり規模が大きくなると、おのずと業者も限られてくると。かなりこれまでの結果を見ましてもですね、かなり偏っているような感じも見受けるところでございます。これは、やはり工事の発注の形式、内容によればですね、そういった傾向にもおのずとなってきたのかなというふうに感じるわけでございます。これは、私だけじゃないというふうに思われますけれども。 今、ご答弁の中で、今後はということを申されてありますけれども、この辺りは、ひとつ今後もですね、できるだけ町の業者の方たちは限られた仕事量の中でですね、工事の参加の機会と、町への貢献という機会も作っていただきたいなというふうに願うわけでございます。 そういったことで願っておりますので、今後またよろしくご検討をいただきますように、取り組みをいただきますようお願いいたします。以上でございます。
議 長	他にございませんか。 梅田議員
梅田議員	運動公園広場事業はですね、当初の計画から大きく膨らみまして、１８億というふうになっておりますが、これまでの執行された総事業費、この工事を含めていくらになるのか、そして、全体の工事からして何%の完成を見ることになるのか、お尋ねします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 詳しい資料は手元にありませんけれども、全体事業費が、設計、用地補償、設計委託、工事費を含めて約１８億というふうに報告されておるわけですが、現在のところ本年度の予算執行を含めまして約１０億、約７０%を執行しているわけでございます。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	資材の高騰等、今後懸念されるわけですが、とにかく１８億という数字は、当初から８億プラスになって示されましたので、どうかくれぐれもですね、削減に努力できるところは努力していただいて、速やかに完成はしていただかないといけませんけれども、その点十分お願いしたいと思います。
議 長	矢野議員
矢野議員	今、言われました７０%というのは、１２億６千やったら７０%終わっていることになりそうですけど、今、これ全部足して、本年度、２６年度末で１２億６千割るということなんでしょうか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	具体的な数字をですね、足し合わせてきた数字を持って来てなくて、今年度まで執行して、今年度予算３億以上組んでいたと思いますけれど、去年の繰り越し分を今、発注しております。そういう費用を含めて、私が思っているのは、約１１億程度執行

	していると思っておりますので、その１８億から１１億を割ればですね、除すれば約７０％という形で考えております。以上でございます。
議 長	これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第３１号「工事請負契約の締結について」を、採決します。 議案第３１号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第３１号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。
日程第８	
議 長	日程第８ 請願第１号「「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度２分の１復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書について」並びに、発議第２号「「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度２分の１復元」にかかわる意見書についてを、一括議題とします。 本件について、文教厚生常任委員長長の報告並びに、関連して発議第２号の説明を求めます。 河内直子文教厚生常任委員長
河内委員長	本定例会初日の６月１８日において、文教厚生常任委員会に付託されました請願第１号につきまして、同日６月１８日に委員会を開催し、審議をいたしました。 その審査の経過並び結果について、ご報告申し上げます。 請願第１号の結果は、お手元配布の委員会結果報告書のとおり、採択であります。 採択について、挙手による採決を行い、挙手全員により採択と決しました。 これにより、本請願は、意見書提出を願意としていることから、発議第２号を提出いたします。 これより、提案説明を行います。 議会提出議案書の２ページをお開きください。 「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度２分の１復元」を求める意見書。 上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第１１２条及び会議規則第１３条第１項の規定により提出いたします。 提出者 河内直子、賛成者 田中政浩議員、木村博文議員です。 提出の理由、義務教育の基本である教育の機会均等を保障するため、少人数学級を推進し３０人以下学級とすること。国の責任において義務教育の水準を維持するために、義務教育費国庫負担割合を３分の１から２分の１に復元すること。上記事項の実現について、国の関係機関へ意見書を提出する。これが、この議案を提出する理由であります。 ３ページをお開きください。 「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度２分の１復元」を求める意見書（案） (一) 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、ＯＥＣＤ諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、３０人以下学級とすること。 (二) 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。

	35人以下学級について、小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の拡充が予算措置されていません。日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。 社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校など生徒児童の課題もあります。こうしたことの解決に向けて、少人数学級の推進などの計画的定数改善が必要です。 いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による30人～35人以下学級が行われています。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として財源保障すべき必要があります。また、文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。国民も30人以下学級を望んでいることは明らかです。 三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えています。子どもたちが全国どこでに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。 子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2015年度政府予算編成において上記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に意見書を提出いたします。 以上で、文教厚生常任委員会の付託案件審査報告を終わります。全会一致でのご賛同をよろしくお願いいたします。
議長	これから、委員長報告に対する質疑を行います。 (質疑なし)
議長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 次に、発議第2号について先議いたします。 お諮りします。 これから、発議第2号「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書についてを、採決します。 発議第2号は、採択することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、発議第2号「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書については、採択することに決定しました。 なお、請願第1号「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書については、採択すべきものとみなします。
日程第9	
議長	日程第9 請願第2号「新農政における農協の役割に関する請願書について」並びに、発議第3号「新農政における農協の役割に関する意見書について」を、一括議題

	とします。 本件について、産業建設常任委員長の報告並びに、関連して発議第３号の説明を求めます。 内堀靖子産業建設常任委員長
内堀委員長	本定例会の初日の６月１８日において、産業建設常任委員会に付託されました請願第２号につきまして、去る６月２７日に委員会を開催し、審議をいたしました。その審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。 請願第２号の結果は、お手元配布の委員会審査報告書のとおり、採択であります。採択については、挙手による採決を行い、挙手全員により採択と決しました。 これにより、本請願は意見書提出を願意としていることから、発議第３号を提出いたします。 これより、提案理由説明を行います。 議会提出議案書の７ページをお開きください。 新農政における農協の役割に関する意見書 上記の議案を別紙のとおり地方自治法第１１２条及び会議規則第１３条第１項の規定により提出いたします。 提出者 内堀靖子。賛成者 栗野光雄議員、金子保次議員です。 提出の理由、国が農業改革を進めるにあたり、農協の地域で果たしてきた役割を踏まえ、現場の意見を反映するとともに、その組織及び事業に関する自己改革の加速を促し必要な支援を行うこと。上記事項の実験について、国の関係機関へ意見書を提出する。これが、この議案を提出する理由であります。 ８ページをお開きください。 新農政における農協の役割に関する意見書（案） ５月１４日、国の規制改革会議・農業WGは、「農業改革に関する意見」を発表した。 今回出された「意見」は、ＪＡ組織に関して信用事業の移管、共済事業の代理店化、準組合員への新たな利用制限の導入、全農の株式会社化、中央会制度の廃止などを提言した。これは、組織の理念や組合員の意思、経営・事業の実態とはかけ離れた内容であり、ＪＡグループの解体に繋がるものと受け止めざるを得ない内容である。 平成２６年度より新たな農業・農村政策が始まり、現場では、農業者と県・市町村・関係機関・ＪＡグループが一体となって取組みを始めた矢先であるが、今回のような「意見」が発表され、マスコミに大きく報道されたことから、農家は大きな不安を抱き、現場は非常に混乱している状況となっている。 特に本県では、県・市町村等の行政関係機関とＪＡグループが連携しながら、地域農業の振興に取り組んでおり、今後ともこの関係を継続していく必要があるが、今後の政府のとりまとめ如何では、ＪＡグループの機能が低下し、これまで連携して取り組んできた水田農業をはじめとする農業政策の推進、担い手の育成、福岡県産農畜産物のブランドづくり等の対応が困難になり、農業者への多大な影響が懸念される。 よって、国におかれては、今後、想定される農協法の改正など、農業・農協改革にあたっては、下記の事項に留意するよう強く求める。 一 協同組合であり、民間組織であるＪＡに対して、強制的な組織変更をさせるのではなく、組合員の総意に基づく自己改革を基本とすること。 二 ＪＡは、農家組合員の営農と生活に密着した事業を行うため総合事業を行っているが、これは、地域住民の重要なインフラとなっている。このようななか、ＪＡの地域密着活動に共感する準組合員への事業利用を制限することは、行わないこと。 三 ＪＡ全農は、ＪＡを補完するための機能を有するものであり、その機能発揮のためには、協同組合でなければならない、強制的に株式会社化しないこと。

	四 中央会は、J Aの指導機関として、不測の事態が発生した場合を含め、恒常的にその指導機能の発揮が必要であることから、現行のまま存置すること。 五 民間委員による政策立案ではなく、国民から選ばれた国会議員による政策立案、議会制民主主義による政治を行うこと。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣、内閣官房長官に意見書を提出いたします。 以上で、産業建設常任委員会の付託案件審査報告を終わります。全会一致でのご賛同をよろしくお願いいたします。
議長	これから、委員長報告に対する質疑を行います。 (質疑なし)
議長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 次に、発議第3号について先議いたします。 お諮りします。 これから、発議第3号「新農政における農協の役割に関する意見書について」を、採決します。 発議第3号は、採択することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、発議第3号「新農政における農協の役割に関する意見書について」は、採択することに決定しました。 なお、請願第2号「新農政における農協の役割に関する請願書について」は、採択すべきものとみなします。
日程第10	
議長	日程第10 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を、議題とします。 議会運営委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元にお配りした「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
日程第11	
議長	日程第11 「常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を、議題とします。 各常任委員長から、所掌事務のうち会議規則第73条の規定によって、お手元にお配りした「所掌事務の調査事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定し

	ました。
閉 会	
議 長	これで、本日の会議は全部終了いたしました。 田頭町長
町 長	6月定例会閉会にあたりまして、ひと言ごあいさつを申し上げます。 6月定例会の提案の議案、すべて承認、可決いただきましてありがとうございます。 一般質問等の中でも、様々に行政課題等を指摘、提案をいただきました。 特に、国保の収支バランスの問題、交付税一本化算定問題につきましては、自治体の努力ももちろん必要でございますけれども、国策の在り方に大きく影響を受けるものでございます。 特に、交付税の一本化算定につきましては、全国の合併した市が協議会を設置され、自治体の実態を細かく分析し、問題点を総務省に説明されたところ、国も真摯に対応がなされまして、一定の改善がなされつつあります。町村といたしましても、国に対し要望を続けていきたいと思っております。ぜひ、議会のほうでも、県、国等の議員、議会等への働きかけをよろしくお願いする次第でございます。 終わりになりますが、今回の議決案件によりまして、さらなる筑前町の発展に、より資するように努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 6月の定例会、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。
議 長	町長からのあいさつが終わりました。 会議を閉じます。 平成26年第2回筑前町議会定例会を閉会します。お疲れさまでございました。 (15:08)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを 称するために署名する。 議 長 宮原 均 9 番 議 員 一木 哲美 10 番 議 員 梅田 美代子